

2011年7月21日

ギアナ議会報告書

生物資源の取得の機会及び利益の配分に係る措置

ギアナはその領域内に類まれなる生物多様性を有しており、それを保護する義務がある。

この生物多様性は、ギアナの領域において未来のバイオテクノロジーのイノベーションを見出すことを確信する研究者や実業家を惹きつけている。しかしギアナは、生物多様性の「生産者」かつ「供給者」でありながら、研究やイノベーションを優遇する「消費者」の規則しか有さず、1992年の生物の多様性に関する条約（CBD）及び2010年の名古屋議定書に示される経済的効果や利益の配分が考慮されていない。

このような状況のもとで、植物新品種保護国際同盟(UPOV)を通じて、登録者に最長30年間の植物品種の独占権を付与する特許の登録が行われている。

ギアナ・アマゾン公園(PAG : Parc Amazonien de Guyane)について、現在策定中の憲章に遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に係る方針が含まれるべきであることを定めた規定が設けられ、礎が築かれた。

しかしギアナ地域圏は今後、PAG 憲章の対象となっていない区域における収奪を防ぐべく、領域全体を対象にABSに係る運営方法を定め、地域のパートナーとともにさらなる促進を図る必要がある。すなわち、研究者及び実業家が、開発の短中期的見通しを立てることを可能にすると同時に、発見及び特許から生ずる利益の配分を彼らから受け、領域内の内発的発展を推進することが目的とされる。

このため地域圏議会及び県議会は、以下の実施を図るべく、ギアナ議会の再招集を決定した。

- (憲章の策定及び発効までの期間) 遺伝資源の取得の機会及び関連する知識の共有のためにアマゾン公園が提案する暫定方針を認めること
- 立法機関による、ギアナの領域全体に適用されるべき ABS に係る規則の制定権の付与を望む同地域圏の意向を支持すること (2011 年 6 月 21 日に地域圏議会が全会一致で可決)
- これら規則の設定及び実施に関し、関係する住民との緊密な協議の必要性を再認識すること
- 領域全体の資源管理及び所有権取得を可能にする方針を設定すること

現行規則の確認

1 - 国際規則 -

1992 年-生物の多様性に関する条約 (CBD : Convention on Biological Diversity)

は、自国の遺伝資源に対する国家主権の原則を明らかにし、国家に対し保護の義務を課すと同時に、遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分の方法を定めたものである。

2010 年 10 月 23 日-名古屋議定書は、国家が自国の天然資源に対して有する主権的権利を再確認するとともに、1992 年の条約の三つの主要目標 (生物多様性の保全、その構成要素の持続可能な利用、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分) の達成を引継いでいる。同議定書については現在批准が進められており、目標の実現が開始されている。

2 - フランスの法律 -

フランスは 1993 年に生物の多様性に関する条約を批准したが、国内の司法機関における適用措置による同条約の規定適用の拡大は行われておらず、したがって現時点における CBD 第 15 条の実際的な適用範囲は限られている。

1. CBD 第 15 条 (遺伝資源の取得の機会) は以下のように記載されている。

「各国は、自国の天然資源に対して主権的権利を有するものと認められ、遺伝資源の取得の機会につき定める権限は、当該遺伝資源が存する国の政府に属し、その国の国内法令に従う。

2. 締約国は、他の締約国が遺伝資源を環境上適正に利用するために取得することを容易にするような条件を整えるよう努力し、また、この条約の目的に反するような制限を課さないよう努力する。
3. この条約の適用上、締約国が提供する遺伝資源でこの条、第十六条及び第十九条に規定するものは、当該遺伝資源の原産国である締約国又はこの条約の規定に従って当該遺伝資源を獲得した締約国が提供するものに限る。
4. 取得の機会を提供する場合には、相互に合意する条件で、かつ、この条の規定に従ってこれを提供する。
5. 遺伝資源の取得の機会が与えられるためには、当該遺伝資源の提供国である締約国が別段の決定を行う場合を除くほか、事前の情報に基づく当該締約国の同意を必要とする。
6. 締約国は、他の締約国が提供する遺伝資源を基礎とする科学研究について、他の締約国の十分な参加を得て及び可能な場合には他の締約国において、これを準備し及び実施するよう努力する。
7. 締約国は、遺伝資源の研究及び開発の成果並びに商業的利用その他の利用から生ずる利益を当該遺伝資源の提供国である締約国と公正かつ衡平に配分するため、第 16 条及び第 19 条の規定に従い、必要な場合には第 20 条及び第 21 条の規定に基づいて設ける資金供与の措置を通じ、適宜、立法上、行政上又は政策上の措置をとる。その配分は、相互に合意する条件で行う。」

3 - ギアナにおける状況 -

ギアナは本質的に「分割した」状況にある。

- ・ 様々な規則が異なるアクターに対して存在し、現在の保護種に適用されている（自然保護区、沿岸保護機構による取得区域、国有生物保護区、永久保存

林に指定された森林、森林法第 L172-5 条に該当するその他の国有林等)。

しかし既存の規則のうちいかなる規定も、ABS についても、原住民の社会及び地域社会が有する遺伝資源に関連する伝統的な知識の取得の機会についても、言及していない。

- ・ ギアナ・アマゾン公園 (PAG) について、環境法第 L331-15-16 号は以下のよう

に定めている。
「国立公園において採取された種の遺伝資源の取得及びその利用は、許可を必要とする。地方自治法典第 L.5915-1 条に定められた県議会及び地域圏議会の提案に基づき、国立公園の憲章はこれらの資源の取得及び利用の条件に関し、特にそれより生じ得る利益の配分の方法に係る方針を、1992 年 6 月 5 日の生物の多様性に関する条約の原則、特に第 8 条及び第 15 条の遵守のもと定めるものとする。許可は、**県議会議長の同意及び国立公園の公的施設との協議の**のち、知的財産法の規定適用を妨げることのない限りにおいて、**地域圏議会議長によって発行される。**」

同法律は PAG に関し、ABS に係る運営原則を認めており、取得の手続きについて地域圏と県の間で管轄を分けた許可制が優先されている。

PAG 以外及び保護種以外については、資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の配分の機会を定めるいかなる規制も存在しない。

したがって今日ギアナに関し、その特性を考慮した ABS に係る措置の迅速な導入が必要とされている。

継続する目標は以下のとおりである。

- 地域住民を、決定プロセスに関与させること
- 生物多様性の保全及びその持続可能な利用を支援すること
- 生物資源の搾取に関連した不正行為を防ぐこと

- 取得の機会及び利益の配分に係る地域圏の要求の明確性と透明性を確保すること
- 取得の許可の基準となる研究計画の将来に係る不確実性及び法的不確実性を除去すること
- 標本採集、その取得の機会、標本交換及びその移動の安全性を高めること
- 地域内の持続可能かつ内発的発展を目指す、生物多様性に係る魅力的な科学拠点を設立すること
- 技術移転を容易にすること
- 生物多様性セクターにおける企業の存在感を高めること

また、2011年1月にフランス開発研究所(IRD : Institut de recherche pour le développement)とギアナ地域圏との間で締結された協定に基づき、従来の慣行を現状に沿って適応及び更新することによって、地域圏全体規模のツールとなったギアナ標本館の標本のアクセスについても規則を設け、場合によっては関連する伝統的な知識に言及することが必要である。

以上が、2011年7月21日にギアナ議会が決断を下した項目である。

地域圏議会議長
ロドルフ・アレクサンドル
(Rodolphe
ALEXANDRE)

遺伝及び生物資源及びそれに関連する知識の取得の機会並びに利益の配分に係る会議決議

ギアナはその領域内に類まれなる生物多様性を有しており、それを保護する義務がある。

この生物多様性は、ギアナの領域において未来のバイオテクノロジーのイノベーションを見出すことを確信する研究者や実業家を惹きつけている。しかしギアナは、生物多様性の「生産者」かつ「供給者」でありながら、研究やイノベーションを優遇する「消費者」の規則しか有さず、1992年の生物の多様性に関する条約（CBD：Convention on Biological Diversity）及び2010年の名古屋議定書に示される経済的効果や利益の配分が考慮されていない。

このような状況のもとで、植物新品種保護国際同盟（UPOV：Union internationale pour la protection des obtentions végétales）を通じ、出願者に最長30年間の植物品種の独占権を付与する特許の登録が行われている。

ギアナ・アマゾン公園（PAG：Parc Amazonien de Guyane）について、現在策定中の憲章に遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に係る方針が含まれるべきであることを定めた規定が設けられ、礎が築かれた。

しかしギアナ地域圏は今後、PAG憲章の対象となっていない区域における搾取を防ぐべく、領域全体を対象にABSに係る運営方法を定め、地域のパートナーとともにさらなる促進を図る必要がある。すなわち、研究者及び実業家に対して、開発の短中期的見通しの設定を可能にすると同時に、発見及び特許から生ずる利益の配分を受け、領域内の内発的発展を推進することが目的とされる。

ABSに係る措置は必然的に、その実施と切り離せない内在的なその他の問題

を提起する。すなわち、

- ギアナとその住民との関係
- ギアナとその隣国との関係 である。

領域内における社会的同一性、共有、相互尊重を考慮し、歴史に結びついた原住民によつて要求事項を満たすべく、近い将来、フランスによる原住民の問題に係る国際協定の承認を検討することが不可欠である。

ブラジル、スリナム及びギアナの領域が隣接することから、国境を超えた協力について、ギアナの領域にある鉱山資源について進行中であるものと同様に、法的及び政治的枠組みにおいて正式に取り上げる必要がある。

また、このABSに係る措置において採用される全ての解決措置は、将来の唯一の団体¹を基準として設定される。従ってそれらの方策は改良されうる、進化しうるものであると同時に、我々の資産の価値を高め、新たな財源の確保を可能とするものでなくてはならない。

2011年7月21日に召集された県及び地域圏議会は、

2011年7月6日の議会 01/11/DGS 号報告書を考慮し、

憲法第34条、第37条、第73条3項に鑑み、

憲法第72条2項に「地方公共団体は、各々のレベルにおいて、最も効果的に実施できる権限の全てについて、意思決定を行うことを使命とする」と定められた補完的原則に鑑み、

¹「将来の唯一の団体」とは、現在、地域圏と県の両方の行政的ステータスを持つギアナが、2015年以降唯一の当該地方公共団体となることを指すと考えられる。従って、この箇所は改めて「このABSに係る措置において採用される全ての解決措置は、将来設立される唯一の団体に適合するように決定される」との解される。

フランスが 1993 年に批准した生物の多様性に関するリオ条約に鑑み、

地方公共団体が十分に ABS の運営に参画することを求める名古屋議定書の第 22 条に鑑み、

2007 年 9 月 13 日の国際連合総会の先住民族の権利に関する宣言に鑑み、

地方自治法典に鑑み、

環境法第 L331-15616 条及びギアナ・アマゾン公園(PAG)について確立された ABS に係る措置に鑑み、

前述の、2009 年 8 月 3 日の第 2009-967 号環境グルネル実施に関するプログラム法(D)第 6 編「海外領土特有の規定」第 56 条に鑑み、

横断的措置として「国家及び地域規則の導入、香料植物・芳香植物・薬用植物の価値に係る研究及び教育並びに技術環境の整備に基づく行動計画の開始」を決定した 2009 年 11 月 6 日海外領土閣僚会議に鑑み、

2011 年 5 月 12 日の会議において表明された「許可制度制定までの臨時手続き」に係る PAG 学術評議会の提案に鑑み、

ギアナ地域圏議会によって策定され、2011 年 3 月 31 日の議決によって承認かつ決定された「生物資源及び関連する伝統的な知識の取得の機会並びにその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に係る地域圏の方針」に鑑み、

現時点の実定法においては、1992 年の生物の多様性に関する条約(CBD)及び 2010 年の名古屋議定書に定められる、生物資源及び関連する伝統的な知識の取得の機会並びにその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に係る一般規制

が存在しないことを踏まえ、

海外領土方針法第 33 条の適用政令が存在しないことを踏まえ、

名古屋議定書のフランスによる迅速な批准の必要性を踏まえ、

遺伝資源がギアナの領域全体に分散されていることを踏まえ、

立法機関が ABS に係る措置の原則をギアナ・アマゾン公園(PAG)についてしか認めなかったが、同問題が領域全体にとって重要であり、PAG を超えるものであることを踏まえ、

(現状では²⁾ 地域への利益の配分なしに生物資源を利用しながら、特許登録を行うことが可能であることを踏まえ、

その結果として、研究者及び実業家に対して開発の短中期的見通しの設定を可能にすると同時に、ギアナにおける生物資源の搾取を撲滅し、領域内の内発的な経済開発を支援することが早急に必要であることを踏まえ、

ギアナの領域内には生物資源の利用から生ずる知識及びノウハウを持つ人々が暮らし、これらが経済的効果を産み出しうることを踏まえ、

- 地域住民を、決定プロセスに関与させること
- 生物の多様性の保全及びその持続可能な利用を支援すること
- 生物資源の搾取に関連した不正行為を防ぐこと
- 取得の機会及び利益の配分に係る地域圏の要求の明確性と透明性を確保すること
- 取得の許可の基準となる研究計画の将来に係る不確実性及び法的不確

² 原文の趣旨を表現するため、暫定訳作成時に挿入（環境省註）

実性を除去すること

- 標本採集、その取得の機会、標本交換及びその移動の安全性を高めること
- 領域内の持続可能な開発を目指す、生物多様性に係る魅力的な科学拠点を設立すること
- 技術移転を容易にすること
- 生物多様性セクターにおける企業の存在感を高めること

が必要であることを踏まえ、

資源及びそれに関連する知識の保全、保護及び活用を組織化する喫緊の必要性があることを踏まえ、

2011年1月にフランス開発研究所(IRD: Institut de recherche pour le développement)とギアナ地域圏との間で締結された協定に基づき、地域圏全体規模のツールとなったギアナ標本館の標本へのアクセスに特化した規制を制定する喫緊の必要性があることを踏まえ、

生物資源及び関連する伝統的知識の取得の機会、並びにその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に係る規則は、ギアナにおける地域状況に精通する地域当局による制定が正当であると認められることを踏まえ、

法令によってギアナ地域圏議会議員及び県議会議員に既に付与されている、ギアナ・アマゾン公園内について確立されたABSに係る措置における重要な役割を踏まえ、

ギアナ地域圏議会の、憲法第73条3項に定められた資格付与に則り、生物資源及び関連する伝統的な知識の取得の機会並びにその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に係る規則を制定する意思を認め、

制定される規則は、規制がない限りは主として、また関連する既存の規定を補完するものとして、ギアナの領域全体に適用されることを使命とすることを踏まえ、

個人的又は非商業的な目的のための地域的利用は全て、特定規則の適用範囲から除外されることを踏まえ、

PAG に関し、憲章に含まれるべき ABS の運営に関する方針は、環境法第 331-15-16 条に従い、地域圏及び県議会の管轄に属することを踏まえ、

PAG 学術評議会による、公園内の遺伝資源の取得の機会及び利益の配分のための暫定措置の実施に係る提案の過程第一から第三を踏まえ、

ギアナの領域にとって、生物資源及びそれに関連する伝統的な知識の取得の機会並びにその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に係る規制を有することが今日不可欠であることを踏まえ、

第 1 章：適用範囲

第 1 条：ギアナの領域全体における ABS に係る措置の導入を求める。

第 2 条：以下の方針を承認する。

a. 遺伝及び/又は生物資源の取得は許可を必要とする。

ギアナの領域内で採取された遺伝及び/又は生物資源の取得、遺伝及び/又は生物資源に関連する伝統的な知識の取得並びにその利用は、許可を必要とする。

遺伝及び/又は生物資源を利用しない案件(分類学、生態系監視)は方針の適用範囲に含まれ、案件ごとに許可がおりる。

個人的又は非商業的な目的のための地域的利用は全て、特定規制の適用範囲

から除外される。

- b. 遺伝及び/又は生物資源並びに生物資源に関連する伝統的な知識の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を目的とする。
- c. 遺伝及び/又は生物資源並びにそれらに関連する伝統的な知識の利用及び商業化から生ずる利益は、関係者の間で公正かつ衡平に配分される。

この配分は、地域圏議会議長又はその代理の承認及び署名を得た協定によって確定された相互に合意する条件に従う。

利益とは、金銭的利益のみに限らず、2010年10月23日の名古屋議定書の付属書にある非網羅的な一覧のとおり、多数の形を取り得る。

- d. 知的財産権・特許

遺伝及び/又は生物の研究による知的財産の登録は全て、利益の分配に係る特別協定の対象となる。

以下のものは保護されない。

- ・ 古くからある品種
- ・ 明らかに良く知られた(公共財産となっている)遺伝資源
- ・ 国の収集物
- ・ 動物種

したがって、

地方公共団体は、当該機関である国立産業財産権院(INPI : Institut national de la propriété industrielle)、植物新品種保護国際同盟(UPOV : Union internationale pour la protection des obtentions végétales)及び世界知的所有権機関(WIPO)による知的財産に係る法令の厳格な適用を監視する。

地方公共団体は、知的財産の登録が生物多様性の保全の原則の尊重に合致することを確認する。

地方公共団体は、知的財産が原住民及び地域住民の伝統的風習及び習慣に害を与えないことを確認する。

第2章：協議と配分

第3条：遺伝及び生物資源の取得並びに伝統的な知識の取得については、現存する諮問委員会(地域圏経済社会委員会、教育環境文化委員会、アメリカインディアン及びブッシュネグロ住民諮問委員会)の意見を事前に聴き、考慮することを求める。

第4条：遺伝及び生物資源並びにそれに関連する知識及びノウハウの利用から生ずる経済利益が、領域との間で公正かつ衡平に配分されることを求める。

第5条：遺伝及び生物資源並びにそれに関連する知識の利用から生ずるその他の成果は、特に知見、知識、ノウハウに関するものについて、関係する住民に対して還元されることを求める。

第3章：締約機関

第6条：許可は、領域全体において地域圏議会議長が、県議会議長の同意に基づいて発行することを求める。

第7条：許可は、ギアナに設置されている学術評議会、アメリカインディアン及びブッシュネグロ住民諮問委員会、地域圏経済社会委員会(CESR)及び地域環境文化委員会(CCEE)全ての事前の意見に基づいて、発行することを求める。

第8条：地域圏議会議長が必要に応じて、慣習上の首長及びその他の法人の意見を求める権利を有することを認める。

第4章：資源利用の管理及び監視

第9条：地域圏議会議長が、遺伝及び生物資源並びにそれに関連する知識及びノウハウの利用監視の方法を定めることを承認する。

第10条：市町村長及び環境取締りに係る権限を保持する公共機関が、本措置の適用を監視することを求める。

第5章：制定過程

第11条：ギアナ地域圏議会の、憲法第73条3項に定められた資格付与に則り、生物資源及び関連する伝統的な知識の取得の機会並びにその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に係る規則を制定する意思を承認する。

第12条：地方公共団体及びアメリカインディアン及びブッシュネグロ住民諮問委員会が、当該分野の規定に係る全ての取り組みについて協力することを求める。